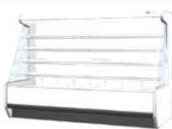


フロン類を含む業務用機器の廃棄処理について

業務用の冷凍・冷蔵庫やエアコンは、廃棄時にフロン類を回収することが「フロン回収・破壊法」によって義務付けられており、「第一種特定製品」として分類されています。

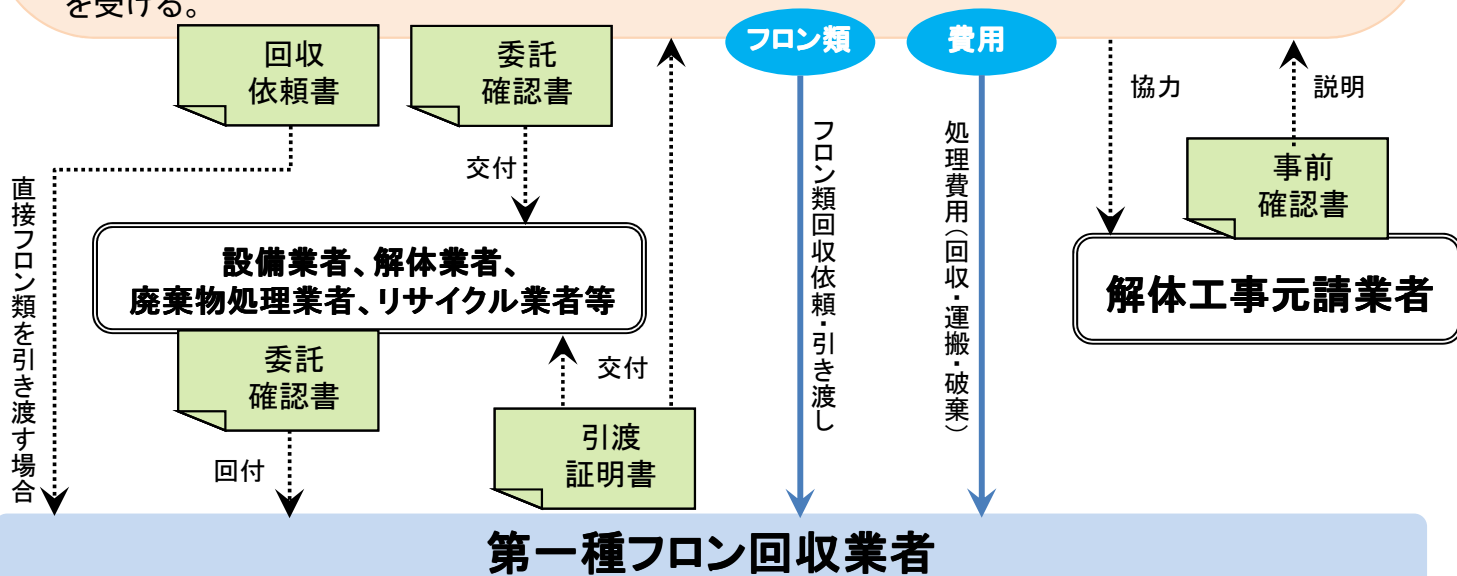
今回は、フロン類を含有する機器の所有者が、機器を処理委託する際の流れと、注意すべき点について解説致します。

フロン含有機器処理委託の流れ



フロン類含有機器の所有者 (第一種特定製品廃棄等実施者)

- ①機器を廃棄する際は、第一種フロン類回収業者にフロン類を引渡す。
- ②フロン類回収・運搬・破壊に必要な費用を負担する。
- ③機器を廃棄する際に、「回収依頼書」又は「委託確認書」を交付し、写しを3年間保存する。
- ④第一種フロン類回収業者が交付する「引取り証明書」を3年間保存する。
- ⑤回収業者からの回収依頼書又は委託確認書の返却が期限以内に行われない場合、都道府県知事にその旨を報告する(交付後30日以内、解体工事の場合は90日以内)。
- ⑥解体工事の発注者である場合、解体工事元請業者が行う確認作業への協力(図面提供・施設立ち入り許可・電源供給等)
- ⑦機器の整備のためにフロン類の回収が必要な場合は、第一種フロン類回収業者に委託し、フロン類の回収・破壊等に必要な費用を負担する。
- ⑧自らが機器の整備を実施してフロン類を回収する場合は、第一種フロン類回収業者の登録を受ける。



<ご注意>

「フロン回収破壊法」では、フロン類含有機器を処理費用を払って廃棄する時だけでなく、下取りに出す場合や金属スクラップ買取業者に売却する場合でも、フロン類の処理義務は所有者にある、と定めているのでご注意ください。

なお、「中古機器」としてリユースを前提とした売却をする場合は、機器の所有権と共にフロン類の処理義務を移転することが可能です。

※本資料は、当社の調査に基づく情報を基に作成しておりますが、実際に作業等を行う場合は、管轄の行政庁にご確認頂くようお願いいたします。

発行：株式会社浜田 CSR担当
TEL: 072-686-3500